

平成29年12月18日

役員会議事録

概要：11月の部活動視察を受け予算による回数制限が迫るTAに対し必要に応じたTA給与を補助する臨時事業について話し合いが行われた。

審議事項：

- ・役員会議事録について
- ・部活動TA補助金

役員会議事録について：

提案：これまでも執筆してきた役員会議事録であるが、これまでの執筆経験を踏まえ、『目的』の項を必要に応じて『概要』とする。

結果：承認

部活動TA補助金：

提案：11月20日に行われた部活動TA活動状況視察の際『TA活動上限問題』が浮き彫りになった。『TA活動上限問題』とは、予算配分の制度上TAの予算が年度始めに決定される為、TA活動（時給 x 、1日当たりの活動時間 y 、活動日数 z の総乗 $(x \times y \times z)$ が予算と一致する）に上限がついてしまうという問題である。TAの需要が上限以内で収まればなんら問題はない。しかし、部活動の状況に応じてTAの需要が増加した場合、この上限はTAの活動の大きな障害となる。そこで本会では会の目的に沿ったこのTA活動を補助したい。

事業内容の流れは以下のとおりとする：

- 申請者が申請書（添付資料1）を本会に提出する
- 役員会が申請書に基づき申請の承認、一部承認、非承認を決定する
- 申請者は承認、または、一部承認された場合、承認内容に基づき、活動を行う
- 申請者は承認内容に基づいた全ての活動、或いは、その一部の活動を終了した時点で本会に報告書（添付資料2）を提出する
- 役員会が報告書に基づき申請者に補助金を支払う

承認、非承認は申請理由や、申請活動予算（時給と1日当たりの活動時間は本来のものと同じとし日数を申請する）などに応じ対応する。本事業は本会年度を試験期間（特別事業扱い）とし、運営状況に応じ、来年度より通常事業へと移行する。

結果：承認